

## 社会福祉法人 天草市社会福祉協議会

### 介護職員初任者研修実施要綱

#### 1. 開講目的

高齢社会をむかえ、地域福祉に求められるニーズも多種多様化している中、適切な介護技術を提供するために必要な知識、技能を有する介護職員を養成し、地域の福祉力の向上を図ることを目的とする。

#### 2. 研修事業の名称

社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 介護職員初任者研修課程

#### 3. 研修事業の事務所

天草市五和町御領 2 9 4 3 番地

#### 4. 研修の実施場所

講義・演習場所

メイン会場：天草市社会福祉協議会本渡支所

オンライン会場①：天草市在宅介護支援サテライト施設うしぶか

オンライン会場②：天草市社会福祉協議会御所浦支所

オンライン会場③：天草市社会福祉協議会天草支所

※オンライン会場での受講については、6月20日～7月6日の期間の講義のみとし、その他の講義・演習等はメイン会場のみで実施する。

#### 5. 研修期間（開講時期）

毎年 約2ヶ月間の期間を設定（例年6月中旬～8月下旬）

#### 6. 研修カリキュラム

別紙様式4「カリキュラムおよび日程表」参照

#### 7. 講師氏名

別紙様式5の1「講師一覧」参照

#### 8. 研修修了の認定方法

全課程を修了し、修了評価に合格した者に「修了証明書」及び「携帯用修了証明書」を交付する。修了評価は、全科目修了後に1時間実施。合格点は、100点満点中70点以上とし、合格点に到達するまで指導を行う。

#### 9. 受講資格・受講者定数

受講資格は、天草市民もしくは天草市内の事業所に勤務しており、介護職員として従事することを希望する者、又は、福祉に関心を持っているもの。

受講者定数は、20名とし、定員になり次第締め切ることとする。

#### 10. 受講手続き及び受講者本人の確認方法

(1) 別紙「受講申込書」に記入押印の上、各支所へ申し込むものとする。

(2) 申込期間は、令和6年6月1日（土）から令和6年6月12日（水）までとする。

(3) その際、初回の講義時に本人確認を下記のいずれかにより行う。

①戸籍謄本又は戸籍抄本 ②住民票又は住民基本台帳カード ③各健康保険被保険者証

④運転免許証 ⑤国民年金手帳 ⑥パスポート ⑦各種国家資格免許証もしくは登録証

⑧学生の方は、学生証

11. 受講料

- (1) 受講料は55,000円とする。(テキスト代、保険料、消費税含む)
- (2) 高校生料金は、50,000円とする。(テキスト代、保険料、消費税含む)
- (3) 研修中、個人の都合により受講を中止しても、原則として受講料の返還は行わない。

12. 遅刻、早退、欠席、退講、未修了及び補講の取り扱い

遅刻、早退、欠席、退講は原則認めない。

ただし、やむを得ない理由により、出席できなかつた場合は未修了部分の振替補講を行う。

13. その他

(1) 次の各項に該当する者は、受講を取り消すものとする。

①学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められた者。

②研修の秩序を乱し(公序良俗に反する行為や強引な勧誘行為など)、受講生として反した者。

(2) 申込者が少ない場合は、研修を中止する事がある。

(3) 問合せ・申込先

天草市社会福祉協議会 福祉のまちづくり課

電話 0969 - 32 - 2552 FAX 0969 - 32 - 2551

E - mail [amakusa-cosw@amasha.jp](mailto:amakusa-cosw@amasha.jp)

Homepage <http://amakusa-shakyo.jp/>